

田園調布学園大学 障害学生支援室規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学（以下「本学」という。）障害学生修学支援規程（以下「支援規程」という。）第9条第2項及び障害学生支援方針の規定に基づき、障害学生支援室の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 障害学生支援室は、本学の教育活動の一環として、障害のある学生に対する支援が円滑かつ適切に行われるよう学内関係部局間の連携を図るとともに、障害のある学生の相談窓口として、当該学生が平等で公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的として設置する。

(定義)

第3条 この規程において障害のある学生とは、支援規程第2条に定める者をいう。

(業務)

第4条 障害学生支援室は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害のある学生からの相談
- (2) 教員からの障害のある学生に関する相談及び協議
- (3) 学生生活における本学の各種制度の利用に関する支援
- (4) 関係機関及び学内関係部局との連絡調整
- (5) 障害のある学生等を対象としたグループワーク
- (6) その他障害のある学生の支援に関する必要な事項

2 前項第1号による学生とは、原則として支援規程第3条第1項による支援対象学生とする。

(相談員の配置)

第5条 障害学生支援室に相談員として前条第1項の業務を行うに必要な資格を有する職員を配置する。

2 相談員の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 障害学生支援室の運営に関する事項は、保健・衛生委員会において審議し、委員長が必要と認めた事項については、直近の企画調整会議若しくは教授会に報告又は提案するものとする。

(守秘義務)

第7条 障害学生支援室の業務にかかわる一切の個人情報を目的外に利用し、又は漏洩してはならない。ただし、来談者に自傷他害のおそれのある場合、大学の機能に重大な障害がおりうる場合に情報を共有することができる。

2 来談者に係る個人情報の収集、整理、保管及び利用の方法については、田園調布学園大学学生個人情報保護規程の定めるところによる。

(事務)

第8条 障害学生支援室の運営に関する事務は、学生支援課において行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会における審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。